

【参考資料編】

1 お茶の振興に関する法律

2 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針 (令和7年4月)

3 茶関係予算

- (1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶)
- (2) 共同利用施設の整備支援
- (3) 産地生産基盤パワーアップ事業
- (4) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援
- (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

1 お茶の振興に関する法律について

○ 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定（第2条）

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定（第3条）

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策（第4条～第10条）

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助（第11条）

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。

2 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（令和7年4月）

新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針のポイント

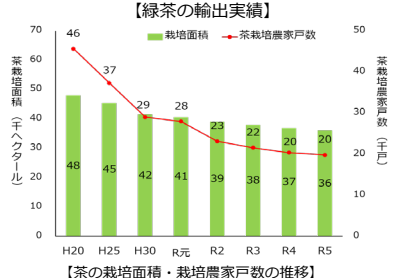
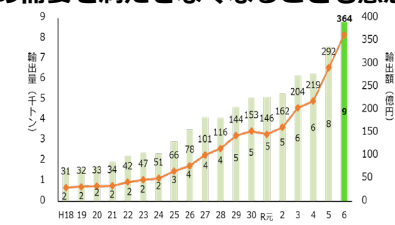
<現 状>

第1-1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

- お茶は、高い精神性とおもてなしの心を育む**日本を代表する文化**
- 各地域で**特色ある茶生産**が行われており、特に**中山間地域における重要な基幹作物**
- 生産から加工・流通・販売まで裾野が広く、**地域経済において重要な産業**

第1-2 お茶をめぐる課題

- 生活様式の変化等により急須を用いてリーフ茶を飲用する機会が減少するなどにより**国内消費量が減少**
- **輸出は過去最高を更新しており、拡大する海外需要への対応が重要**
- 生産者の**後継者不足**や繁忙期の**労働力不足**等により**栽培面積・生産量が減少**
- 今後も**茶の生産が減少すれば、国内外の需要を満たせなくなることも懸念**



<施 策 の 方 向>

第1-3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

てん茶や有機栽培など**需要の変化に対応した生産**、生産者の減少に対応した**生産性の一層の向上**、海外需要開拓等による**輸出の更なる拡大**、多様な消費者層に向けた**魅力・情報発信**等による**消費の拡大**、**文化に関する理解増進**等の取組を推進する。

第2 お茶の需要の長期見通し及び生産数量目標

国内需要の長期見通し (①)	: 7.1万トン (R5)	→	6.3万トン (R12)
輸出数量目標 (②)	: 0.8万トン (R5)	→	1.5万トン (R12)
総需要量の長期見通し (③=①+②)	: 7.8万トン (R5)	→	7.8万トン (R12)
輸入量の長期見通し (④)	: 0.3万トン (R5)	→	0.3万トン (R12)
生産数量目標 (⑤=③-④)	: 7.5万トン (R5)	→	7.5万トン (R12)
輸出額目標	: 364億円 (R6)	→	810億円 (R12)

第3 茶業の振興のための施策

1 輸出の拡大など需要の変化に対応した生産性の高い茶生産の推進

- ・ **需要の変化に対応した茶生産の推進**
- ・ **生産性の一層の向上等**による生産基盤の強化
- ・ 需要の変化への対応や生産性向上に資する技術の研究開発・導入の推進
- ・ 自然災害や気候変動等のリスクへの備えの推進



【ロボット摘採機】



【有機栽培向け管理機】

2 加工・流通の高度化の推進

- ・ **加工施設の整備の推進**
- ・ 実需者との結びつきに基づく安定取引の推進
- ・ 消費者の信頼確保等のための加工・流通の更なる高度化



【てん茶・抹茶加工施設】

3 輸出の更なる促進

- ・ **海外市場の開拓の推進**
- ・ 海外需要に対応した茶生産への転換の推進
- ・ 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応
- ・ **輸出産地の形成**



【プロモーションによる市場開拓】



【船便による輸出】

4 消費の拡大

- ・ 多様な消費者層に向けた**お茶の魅力・情報発信**
- ・ お茶を活用した**食育の推進**



【簡便化志向への対応】



【淹れ方教室や茶摘み体験】

第4 お茶の文化の振興のための施策

- お茶に関する文化財の保存・活用
- お茶の文化に関する理解の増進



【茶道体験】



【国の登録無形文化財「手揉み製茶」】